

大情審答申第 520 号
令和 5 年 2 月 28 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市情報公開審査会
会長 玉田 裕子

答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第17条に基づき、実施機関である大阪市長から令和4年2月21日付け大経文第e-2066号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関である大阪市長が行った令和3年12月3日付け大経文第e-1416号による部分公開決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、令和3年11月19日に、条例第5条に基づき、実施機関である大阪市長に対し、請求する公文書の件名又は内容を「経済戦略局文化部文化課が保有する『2018 将棋日本シリーズ J Tプロ公式戦/テーブルマーク こども大会』大阪大会結果（それぞれA4サイズ1枚ずつ）」と表示して公開請求を行った。

2 本件決定

実施機関は、対象文書を「『2018 将棋日本シリーズ J Tプロ公式戦/テーブルマーク こども大会』大阪大会結果」（以下「本件文書」という。）と特定したうえで、条例第10条第1項に基づき、本件文書のうち、低学年の部の出身校及び優勝者、高学年の部の対戦者の氏名、出身校及び優勝者（以下「本件非公開部分」という。）を公開しない理由を次のとおり付して、本件決定を行った。

記

条例第7条第1号に該当

（説明）

個人の氏名等については、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

3 審査請求

審査請求人は、令和4年1月25日に、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条第1号に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件審査請求の趣旨

公開を求める。

2 本件審査請求の理由

条例第7条第1号に該当しない。

日本将棋連盟のウェブサイトで公開されている情報である。

●●●●: // ●●●●. ●●●●. ●●. ●● / ●●●●●●●●●● / ●●●● / ●●●● / ●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●. ●●●●
●●●●: // ●●●●. ●●●●. ●●. ●● / ●●●●●●●●●● / ●●●● / ●●●● / ●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●. ●●●●

3 実施機関の主張（第4）に対する反論

(1) 実施機関の弁明書に対する認否及び反論

弁明書「第2決定の理由」の第3段落の途中「本件大会結果のうち、低学年の部の学校名及び優勝者の名前、高学年の部の対戦者の名前、学校名及び優勝者の名前については、本件ウェブ検索で容易に確認することができない情報」及び第4段落の途中「当該連盟のウェブサイトにおける2018年以前の「将棋日本シリーズ JT プロ公式戦/テーブルマークこども大会」大阪大会の結果に関する情報は決定時点において上記のとおり公開されておらず、また、本弁明書作成時点においても同様である」について、否認する。

審査請求人が公開を求める情報は、ウェブ検索で容易に確認することができる。

「㊦ ㊩ ㊷ ㊴ ㊵」と本件情報に関連する5つのキーワードにより、一般に用いられている検索エンジンであるMicrosoft BingやDuck Duck Goで検索してやると、上位10位以内に、2018年10月27日「将棋日本シリーズ テーブルマークこども大会」大阪大会 高学年部門 決勝戦 Aさん対Bさん[1]及び2018年10月27日「将棋日本シリーズ テーブルマークこども大会」大阪大会 低学年部門 決勝戦 Cさん対Dさん[2]の日本将棋連盟のウェブサイトがヒットする。なお、GoogleやYahoo!で検索しても、日本将棋連盟のウェブサイト[2]のサイトがヒットする。このことから、対戦者の氏名は、高学年部門は「A」及び「B」であり、低学年部門は「C」及び「D」であることが、日本将棋連盟のウェブサイトで公開されている情報によって容易に確認することができる。

もっとも、日本将棋連盟のウェブサイト[1,2]では、棋譜を閲覧することができない。これは、Adobe Flash Player9のサポートが2020年12月31日をもって終了し

サイト及び当該将棋日本シリーズの大会ウェブサイトの検索、並びに通常の手法による一般的なウェブ検索（以下「本件ウェブ検索」という。）にて確認できる情報については、何人も容易に知り得る状態に置かれており、慣行として公にされている情報であるといえることから、実施機関である市長は個人の権利利益を害するおそれがないと判断し公開を行った。

しかし、本件大会結果のうち、低学年の部の出身校及び優勝者、高学年の部の対戦者の氏名、出身校及び優勝者については、本件ウェブ検索で容易に確認することができない情報であり、慣行として公にされている情報であるといえず、条例第7条第1号ただし書アに該当しないと判断したため、条例第7条1号に該当すると判断し、非公開とした。

なお、本件審査請求において請求人は、日本将棋連盟のウェブサイトで公開されている情報であるとして特定のURLを示し、以て条例第7条第1号に該当しない根拠としているが、当該連盟のウェブサイトにおける2018年以前の「将棋日本シリーズJTプロ公式戦/テーブルマークこども大会」大阪大会の結果に関する情報は決定時点において公開されていないことを確認している。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定める趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことは言うまでもない。

2 争点

実施機関は、本件文書のうち、「本件非公開部分」について、条例第7条第1号の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であり、かつ、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないとして、部分公開決定を行ったのに対して、審査請求人は、同号ただし書アに該当するとして、本件決定を争っている。したがって、本件審査請求の争点は、本件非公開部分の条例第7条第1号ただし書ア該当性である。

3 本件非公開部分の条例第7条第1号ただし書ア該当性について

- (1) 審査請求人は、本件非公開部分のうち、高学年部門の対戦者の氏名については、特定の文言を使用したウェブ検索により、これらの情報が表示されたウェブサイトがヒットし、本件非公開部分のうち、低学年の部の対戦者の学校名、優勝者の氏名、高学年の部の対戦者の学校名、優勝者の氏名については、審査請求人が主張する検索により表示されたウェブサイトのURLの一部を置き換えることにより、容易にこれらの情報が表示されたウェブサイトに到達できることから、本件非公開部分の情報は、いずれもウェブサイトで公開されている情報により容易に確認できるものであって、条例第7条第1号ただし書アに該当すると主張している。
- (2) この点、条例第7条第1号ただし書アの「公にされ…ている情報」の解釈について、情報公開条例解釈・運用の手引において、「公にされ…ている情報」とは、「現に何人も容易に知り得る状態に置かれている情報をいう。」とされている。
- (3) 審査請求人の主張について、当審査会において事務局に確認させたところ、テーブルマークこども大会大阪大会を含む「将棋日本シリーズ テーブルマークこども大会」の公式ホームページ(<https://www.jti.co.jp/culture/shogi/kids/index.html>)において、2022年度及び2021年度の大会結果は掲載されているが、それ以前の年度の大会結果は掲載されていないことが確認された。
- (4) また、同様に、審査請求人の主張するように特定の文言を使用したウェブ検索によれば、審査請求人の主張するウェブサイトが表示され、そのURLから当該ウェブサイトは日本将棋連盟の公式ホームページの一部であることは推測されるものの、当該公式ホームページのトップページから階層を順に追うことでは、当該ウェブサイトには到達することはできないことが確認された。
加えて、審査請求人の主張する特定の文言を使用したウェブ検索によっても審査請求人の主張するウェブサイトが表示されない検索サイトがあることが確認された。
- (5) したがって、審査請求人が公開を求めている2018年の大阪大会の低学年の部の対戦者の学校名及び優勝者の氏名、高学年の部の対戦者の氏名、学校名及び優勝者の氏名といった本件非公開部分の情報については、本件決定時点では、「日本将棋連盟」及び「将棋日本シリーズ テーブルマークこども大会」のいずれの公式ホームページにも掲載されているとは評価できないから、現に何人も容易に知り得る状態に置かれている情報とはいえない。そして、審査請求人の主張する手法で本件非公開情報が掲載されたウェブページに到達できるとしても、このことをもって、上記結論は左右されない。

以上のとおりであるから、本件非公開情報は、「公にされ…ている情報」に該当しないと考えられ、条例第7条第1号ただし書きアには該当しない。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 玉田 裕子、委員 小林 美紀、委員 重本 達哉

(参考) 答申に至る経過

令和3年度諮問受理第50号

年 月 日	経 過
令和4年2月21日	諮問書の受理
令和4年6月13日	実施機関からの意見書の収受
令和4年8月15日	審査請求人からの意見書の収受
令和4年9月21日	調査審議
令和4年10月25日	調査審議
令和4年11月25日	調査審議
令和5年2月20日	調査審議
令和5年2月28日	答申